

甲州市中小企業・小規模企業振興基本条例の概要

目的

中小企業・小規模企業の振興について、基本理念及び中小企業・小規模企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、市の責務等を明らかにすることにより、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本市の経済の持続的な発展及び市民のくらしの向上に寄与することを目的とする。

基本理念 ※中小企業・小規模企業の振興の考え方

- (1) 中小企業・小規模企業が地域経済の活性化、雇用の創出及び地域社会の持続的な発展に寄与している重要な存在であるという認識のもとに行われること。
- (2) 中小企業・小規模企業の経営の改善及び向上に対する自主的な努力及び創意工夫による取組を尊重すること。
- (3) 中小企業・小規模企業の経済的及び社会的環境の変化に即応した取組が図られること。
- (4) 中小企業・小規模企業、国、県、市、地域経済団体、大企業者、金融機関、教育機関及び市民の相互の連携・協働が行われること。

関係者の責務・役割等

中小企業・小規模企業の努力

- 自主的に経営基盤の強化、事業の承継、人材の育成、雇用の促進及び従業員の福利厚生の充実に取り組む。
- 自らが地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、豊かで住みよい地域社会の実現に貢献する。
- 地域経済団体等と連携し、市産品の積極的な利活用に努める。

地域経済団体の役割

- 中小企業・小規模企業の経営の改善に資する支援に積極的に取り組み、相互連携の促進に努める。
- 市が行う振興施策及び自らが行う振興事業に対し積極的に協力及び推進する。

金融機関の役割

- 円滑な資金供給及び経営相談等を通じて中小企業・小規模企業の経営基盤の強化及び経営の改善に資する支援に積極的に取り組むとともに、振興施策等に協力するよう努める。

教育機関の役割

- 中小企業・小規模企業の事業活動を理解し、人材育成及び研究成果の普及に努める。
- 学生等に対し、地域の職業に関する理解を深める学習等を通じて健全な職業観及び勤労観並びに郷土愛護の精神の醸成に努める。

市の責務

- 基本理念に基づき、振興施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する。
- 振興施策の推進に関係機関の意見を反映する。
- 中小企業・小規模企業の実情に特段の配慮をするとともに、安定的な雇用の確保等を含む事業の継続的な発展に資する支援を行う。

大企業の役割

- 自らが地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、中小企業・小規模企業との連携及び協働に努める。
- 地域経済の発展における中小企業・小規模企業の果たす役割の重要性を理解し、振興施策等に協力する。

市民の役割

- 中小企業・小規模企業が地域経済の発展と市民のくらしの向上において重要な役割を果たしていることを理解する。
- 消費者として中小企業・小規模企業が生産する商品等の購入及び役務等の利用を通じて中小企業・小規模企業の発展に協力する。

基本施策

- (1) 経営基盤の強化及び経営革新を支援すること。
- (2) 新事業の創出及び創業を促進すること。
- (3) 円滑な事業承継を支援すること。
- (4) 必要な人材の育成及び確保を支援すること。
- (5) 資金調達の円滑化を支援すること。
- (6) 地域資源を活用した産業の発展及び創出を促進すること。
- (7) 雇用の促進及び労働環境の整備を支援すること。
- (8) 情報の収集及び発信を行うこと。

財政上の措置

市長は、振興施策を実施するため、必要な財政措置を講ずるよう努める。